

○内閣府告示第二号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、ケルニツシュ・ルツクヴェルシエルングス・ゲセルシャフト・エイジイが日本において保険業を行うことを平成二十一年十二月二十二日付をもって免許したので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月七日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

一 外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商 号 ケルニツシュ・ルツクヴェルシ

シエルングス・ゲセルシャフ

ト・エイジイ

本店の所在地 ドイツ連邦共和国ケルン市セオ

ドル・フス・リング街十一番

地

設立の年月日 一八四六年四月八日

二 外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

ドイツ連邦共和国

三 外国損害保険会社等の日本における代表者の氏名及び住所

氏 名 斉藤 幸隆

住 所 埼玉県比企郡川島町八幡五丁目

二番地十

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国損害保険会社等の日本における主たる店舗

東京都中央区日本橋人形町三丁目八番一号